

特定事業場の水質測定義務について

- 1 特定事業場（特定施設を設置している事業場）は、排除する下水の水質を測定して、その結果を記録しておかなければなりません。
- 2 公共下水道管理者（市）は、特定施設の設置者から、事業場の状況や除害施設又はその排除する下水の水質に関して報告を徴収することができます。

注意！

1 について、記録をしない又は虚偽の記録をした者

2 について、報告をしない又は虚偽の報告をした者

これらに該当する場合には、罰則（20万円以下の罰金）が適用される場合があります。

ア 自主測定は、特定事業場すべてに義務がかかります。

イ 工程系排水が出ない、又は測定項目がpHと温度のみの事業場の場合には、相模原市では自主測定不要としています。

ウ BOD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、よう素消費量は排水量が日量50m³を超える場合に測定を行ってください。

エ 有害物質や処理困難物質等は、事業場内で意図的に使用し、下水への排出がある項目について測定してください。

オ 水質の測定は、簡易測定ではなく、公定法で行ってください。

カ 測定のタイミングは、測定しようとする汚水の水質が最も悪いと推定される時刻に行う必要があります。

キ 事業場内にいくつも工程系排水の排出口がある場合には、排出口ごとに測定を実施してください。

ク 測定結果は、記録して、5年間保存しなければなりません。

ケ 貴事業場でどの項目をどれくらいの頻度で測定すればよいかわからない場合には、お問合せ先担当までご相談ください。